

## 2 ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例

### ○ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例

平成17年10月1日

条例第102号

改正 平成20年12月19日 条例第37号

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則(第1条～第7条)

##### 第2章 基本方針(第8条～第11条)

##### 第3章 基本施策(第12条～第25条)

##### 第4章 審議会(第26条～第33条)

##### 附則

民話のふるさと遠野市は、早池峰山の麓に抱かれた、水清く、空気が澄み、緑豊かな、北上高地の中央に開けた盆地のまちである。この恵まれた自然環境のもとに、遠野特有の文化が創造され、現代に受け継がれてきた。

しかし、急激に成長した今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさや生活の便利さをもたらした一方で、環境への負荷を増大させ、自然生態系のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境に大きな影響を及ぼすに至っている。

私たちは、自然の生態系の一部であることを自覚し、自然との共生の中で文化や文明を築き上げたことを忘れずに、環境への負荷の少ない生活様式を確立し、すべての生命が共存できるような社会を創らなければならない。

ここに、豊かな自然を愛する心を育みつつ連携を深め、貴重な自然環境を後世に残すという責務を認識し、自然環境と人間生活が調和する遠野型環境調和社会の実現を目指して、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、遠野型環境調和社会の実現に向け、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市民、滞在者、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で潤いのある生活の確保に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境 人間や生物の周囲にあつて、意識や行動の面でそれらと何らかの相互作用を及ぼし合う自然環境、社会的環境及び文化的環境をいう。

(2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3) 遠野型環境調和社会 市の土地形態から区分した市街地区域、田園区域、里山区域及び森林区域の4領域で、住民がそれぞれの環境特性と課題に配慮しながら活動し、各領域間が協調を図り、総合的に自然環境との共生が形成される社会をいう。

(4) 環境の保全及び創造 環境の自然的構成要素(大気、水、土壌、生物等をいう。)及び文化的構成要素(文化財、歴史的建造物等をいう。)に着目し、その保護及び整備を図ることによってこれを良好な状態に保持し、又は形成し、過去に損なわれた自然環境の再生と自然環境に配慮されなかったものを修復することをいう。

(5) 滞在者 市内を通過する者又は旅行等により市内に滞在する者をいう。

(6) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋汚染その他の地球全体の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(7) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

- (8) 遠野らしさ 厳しい自然条件や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承している中で、四季の彩りを演出している山並み、河川及び田園が見通し景観に配慮され、良好に維持されている状態をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、及び環境への負荷をできる限り低減することによって、環境への負荷の少ない経済の発展を図りながら、持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制に努め、環境美化活動、資源回収活動その他の環境保全活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第5条 滞在者は、滞在期間において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動において生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全し、並びに環境への負荷の低減及び事業場周辺の環境美化に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 第2章 基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、市民及び事業者との協働の下に、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等の多様な自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて適性に保全するとともに、失われた自然環境を再生すること。
- (3) 遠野らしい自然景観、歴史にはぐくまれた伝統及び社会的な環境との調和を図り、自然との豊かなふれあいを確保しながら、人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全及び創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、遠野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向

- 
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、遠野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- (年次報告)
- 第10条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、遠野市環境審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- (財政上の措置)
- 第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 第3章 基本施策
- (施策の配慮)
- 第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について配慮するものとする。
- (環境影響評価の推進)
- 第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者自らが環境調査及び環境に及ぼす影響の検討を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- (規制の措置)
- 第14条 市は、環境の保全上の支障となる行為を防止するため、必要に応じて規制の措置を講ずるものとする。
- (誘導措置)
- 第15条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるよう、誘導に努めるものとする。
- (施設整備等の推進)
- 第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地、河川その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備並びに森林の整備その他の環境の保全及び創造に資する公共的事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- (遠野らしい環境の保全)
- 第17条 市は、遠野らしい環境を保全するものとする。
- 2 市は、遠野らしい環境の保全及び創造に関し、自然とのふれあいの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他人に潤いと安らぎをもたらすため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市民、滞在者及び事業者は、遠野らしい環境を理解し、廃棄物の適正な処理並びに使用済の機器、資材及び遊休地等の適切な管理に努め、良好な自然環境及び生活環境の保全を尊重しなければならない。
- (廃棄物の減量の推進等)
- 第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (環境教育及び学習の振興等)
- 第19条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に関し、必要な措置を講ずるものとする。
- (民間団体等の活動促進措置)
- 第20条 市は、市民及び事業者又はこれらの組織する団体(以下「民間団体等」とい
-

う。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(民間団体等の参加)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査等体制の整備)

第23条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する国際協力)

第25条 市は、国その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第4章 審議会

(設置)

第26条 市の環境保全に関する基本施策等を調査し、審議し、及び評価するため、市長の諮問機関として、遠野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第27条 審議会は、委員14人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 各種団体の役職員

(4) 公募による者

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第30条 審議会は、専門の事項を調査、審議及び評価するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、市長が必要と認める者のうちから委嘱し、調査等が終了したときは解職されるものとする。

(会議)

第31条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第32条 審議会の庶務は、環境整備部において処理する。

(委任)

第33条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年12月19日条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。



### 3 遠野市環境審議会委員名簿

(任期：平成 26 年 2 月 13 日～平成 28 年 2 月 12 日)

No.	区分	所 属	職 名	氏 名
1	識見	無職		浅 沼 達 雄
2	行政	県南広域振興局 花巻保健福祉環境センター ・中部保健所 環境衛生課	課長	玉 田 ゆみ子
3	団体	花巻農業協同組合	遠野よつば地域 支部青笹支部長	工 藤 あつ子
4	同	上猿ヶ石川漁業協同組合	総務委員長	菊 池 岩 男
5	同	宮守川上流友の会	上宮守文化振興 会副会長	阿 部 昭 孝
6	同	遠野商工会	女性部監事	及 川 セイ子
7	同	岩手県建築士会遠野支部	幹事	菊 池 公 明
8	同	遠野市地域婦人団体協議会	監事	大 洞 幸 子
9	同	遠野市校長会	小友小学校長	小山田 吉 光
10	同	遠野市公衆衛生組合連合会	会長	浅 沼 次 士
11	一般	無職		菊 池 輝 子
12	同	会社員		中 村 美 春
13	同	無職		岡 野 トミ子

---

#### 4 遠野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)の諮問及び答申

遠環第56号

平成27年8月6日

遠野市環境審議会会長 様

遠野市長 本田敏秋

遠野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について(諮問)  
遠野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

平成28年1月19日

遠野市長 本田敏秋 様

遠野市環境審議会  
会長 浅沼次士

遠野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について(答申)

平成27年8月6日付け遠環第56号をもって諮問のありました標記について、当審議会は環境全般のあり方等について慎重審議の結果、別添のとおり答申いたします。

遠野市の将来像である「永遠の日本のふるさと遠野」をつくるため、目指すべき環境像である「自然環境と人間生活の調和 ～遠野型環境調和社会～」の実現に向けて、市民、滞在者、事業者、市の協働のもとに積極的な一般廃棄物処理施策を展開し、計画の具体的な推進を図るよう要望します。

---

## 5 遠野市環境基本計画推進委員会要綱

遠野市告示第 85 号  
平成 26 年 6 月 26 日

遠野市環境基本計画推進委員会設置要綱を次のように定める。

遠野市長 本 田 敏 秋

### 遠野市環境基本計画推進委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 遠野市環境基本計画(以下「計画」という。)の推進に係る全庁的な企画並びに事業の調整及び連携を図るため、遠野市環境基本計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 計画の年次報告書の作成に関すること。
- (4) 遠野市環境保全活動等表彰に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は環境整備部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 経営企画部企画統括課長
- (2) 総務部総務課長
- (3) 健康福祉部健康福祉の里福祉課長
- (4) 産業振興部商工観光課長
- (5) 農林畜産部農業振興課長
- (6) 農林畜産部林業振興課長
- (7) 環境整備部建設課長
- (8) 環境整備部都市計画課長
- (9) 環境整備部水道事務所長
- (10) 遠野文化研究センター文化課長
- (11) 宮守総合支所地域振興課長
- (12) 市民センター市民協働課長
- (13) 教育委員会事務局学校教育課長

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

---

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係課長その他の職員に対して、会議に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境整備部において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日告示第 95 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 2 日から施行する。



## 6 用語解説

### 【あ行】

#### ■一般廃棄物

廃棄物処理法においては、産業廃棄物以外の廃棄物と定義されている。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「生活排水」に分類される。

「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」と、事業所、商店、飲食店等の事業活動によって生じた紙ごみ、生ごみ等の「事業系ごみ」に分類される。

### 【か行】

#### ■家庭系ごみ

一般家庭の日常生活に伴って発生する廃棄物を家庭系ごみ(一般廃棄物)という。

本計画に示す家庭系ごみ量は、市の収集量と市民が直接処理施設へ持ち込んだごみ量の合計をいう。

#### ■家電リサイクル法

(平成10年法律第97号)

正式には「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成13年4月から施行になった。

不要になったエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目を小売業者が有料で引き取り、メーカー等には回収とリサイクルの義務を、消費者には収集運搬料金・リサイクル料金等の費用負担を義務づけている。

#### ■協働

市民・事業者・行政が、それぞれの役割と責務を明らかにし、協力、連携して、相互の信頼関係を築きながら、まちづくりやごみの減量などの事業を進めていくこと。

#### ■許可業者

廃棄物処理法に基づき、市町村長の許可を受けて、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者。遠野市では、事業系ごみ等の収集・運搬を行っている。

#### ■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性をよく考え、リサイクル製品や省エネルギー製品等、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

#### ■ごみ質

一般的に燃えるごみの三成分(水分、灰分、可燃分)の比率や、構成品目である紙・布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類等の構成比率、発熱量等で表されるごみの物理的あるいは化学的性状の総称。

#### ■ごみ処理手数料有料化

市町村が一般廃棄物の処理について手数料を徴収する行為のこと。廃棄物の処理について、排出者が一定の費用を負担することで、排出量に応じた負担の公平化、ごみの排出抑制及び再生利用の推進、並びに住民の意識改革等の効果が期待できる。

なお、指定ごみ袋の価格に廃棄物処理の手数料を上乗せせずに販売することは厳密には「有料化」には該当しない。

### 【さ行】

#### ■最終処分

再使用または再資源化できないごみ、中間処理後の残渣などを埋立処分すること。埋立処分を行う施設を最終処分場という。

#### ■再使用(リユース:Reuse)

使用済みとなった製品の中で、もう一度使えるものはごみとして廃棄せずそのまま再利用すること。具体的には、①ユーザーから回収された使用済み機器をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま

もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

### ■再生利用(リサイクル:Recycle)

ごみを原材料として再利用すること。大きく分けると、原材料として再利用するマテリアルリサイクル(再生利用・再資源化)と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリカバリー(熱回収)の2種類がある。

### ■3R(さんあーる)

リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)という循環型社会形成のための3つの言葉を英単語にし、その頭文字のRをとったもの。ごみ減量のキャッチフレーズとして使われる。

### ■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法と同法施行令で20種類が指定されている。指定された20種類は、①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動物性残さ、⑪動物性固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮鉱さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したものである。

なお、⑦～⑪、⑰～⑲は排出する業種等が限定されており、それ以外の業種から排出される場合は事業系一般廃棄物となる。

### ■事業系ごみ

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、廃棄物処理法で定義されている産業廃棄物以外のもの。

本計画に示す事業系ごみ量は、許可業者による収集量と事業者が直接処理施設へ持ち込んだごみ量の合計をいう。

### ■集団回収

自治会、PTA等の団体が、古紙、鉄・アルミ缶、びん類等の資源物を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のこと。

### ■循環型社会

廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

### ■循環型社会形成推進基本法

(平成12年法律第110号)

循環型社会の形成を促進する基本的な枠組みとなる法律。廃棄物やリサイクルの対策を総合的に推進するための基盤を確立するものであり、この基本法に従って、企業や消費者の行動を具体的に規定する個別法が整備されることになる。

個別法のうち、「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」は社会全体の枠組みを確立するための一般法として位置づけられ、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」及び「小型家電リサイクル法」は個別の物品を対象にしている。

また「グリーン購入法」は環境に配慮した製品の需要拡大を通してリサイクルの推進を支援する法律である。

これらを総称して「循環型社会関連法」という。

### ■食品リサイクル法

(平成12年法律第116号)

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、食品関連事業者に、食品の売れ残りや食べ残し、または食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制や減量化により最終的に処分される量を削減するとともに、飼料や肥料等の原材料としての再生利用等を促すことを目的とした法律

## 【た行】

### ■ダイオキシン類

物の焼却の過程等で自然に生成される副生成物であり猛毒物質である。主な発生源はごみ焼却による燃焼や製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排ガスなどである。

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCB を含めてダイオキシン類と定義している。

### ■ダイオキシン類対策特別措置法

(平成 11 年法律第 105 号)

ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制・汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的として、平成12年1月に施行された。

### ■中間処理

収集したごみをリサイクルや埋立処分するために行う処理。もえるごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立た後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再利用できるものを選別・回収する機能もある。

## 【な行】

### ■生ごみ処理容器・処理機

生ごみの減量化、堆肥化等を目的とする機器。微生物の働きによって分解するものや熱によって乾燥させるもの等がある。

### ■熱回収

廃棄物を焼却処理する際に出る熱エネルギーを回収し、利用すること。ごみの焼却か

ら得られる熱は、温水の熱源や蒸気を利用した発電エネルギー等として利用される。

## 【は行】

### ■廃棄物

廃棄物処理法において廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ動物の死体、その他汚物又は不要物であり、固形状又は液状のものをいう。

### ■廃棄物処理法

(昭和 45 年法律第 137 号)

正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、「清掃法(昭和29年法律第72号)」を全面改正し、昭和45年に制定された。

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

平成9年には、①廃棄物の減量化とリサイクルの推進、②廃棄物処理の信頼性・安全性の向上、③不法投棄対策を柱とする大幅な改正が行われている。

また平成12年には、①廃棄物の不適正処理対策、②施設許可等の規制強化などの改正が行われている。

### ■排出抑制

不用となったものを再使用や再生利用するなど、ごみとして排出される量を減らすこと。

### ■発生抑制(リデュース:Reduce)

ごみの発生自体を抑制すること。事業者は、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製

---

品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められる。消費者は、使い捨て製品や不要な物を購入しない、過剰包装の拒否、よい品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般に渡る取組が必要である。

#### ■不法投棄

家庭や会社等から排出される廃棄物を山林や河川敷等、定められた場所以外に廃棄することをいう。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められており、法律に違反した場合の罰則も定められている。

#### 【ま行】

##### ■マイバッグ(運動)

買い物袋を持って行き、レジ袋を使わないようにすること。レジ袋を有料にしたり、レジ袋を使わなかった時にポイントを付与するなど、マイバック運動を支援する取組を展開する店舗も増えている。

#### 【や行】

##### ■有料化→ごみ処理手数料有料化

##### ■容器包装リサイクル法

(平成7年法律第112号)

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成9年4月から一部施行され平成12年4月に完全施行された。消費者に分別排出、自治体に分別収集、メーカーに再商品化を義務付け、一般ごみの容積比率で約6割を占めていた容器包装類の削減をめざし、本法に基づきリサイクルを推進した結果、現在では5割程度までに縮減してきている。

#### 【ら行】

##### ■リサイクル(Recycle)→再生利用

##### ■リデュース(Reduce)→発生抑制

##### ■リユース(Reuse)→再使用